を紹介して、

分析を試みたいと思う。

史料がいくつか得られたので、ここにそれら された無尽に関して、全体像を示してくれる 確になっているとは言い難いところがある。 その実際の運営方法に関しては、必ずしも明

いま幸いに、近世の若狭において組織・経営

近世若狭の無尽経営

泉 義

小

博

四拾人講の講元における収支状況_(銀の単位は匁) 第1表

常に重要な意味を持っていた。しかしながら として無尽(または頼母子とも称する)は非 中世からごく最近まで、庶民金融の一方法

は じ

帳」と題される無尽帳を検討してみよう。こ れる事例として、 たもので、以下では「四拾人講」と称するこ の無尽は慶応四年(一八六八)から経営され 正家文書」に残された、「四拾人講仕法御連名 る事例として、大飯郡高浜町事代の「舘太まず最初に、比較的単純な運営方法と思わ

こととなっていた。第1表は、その四拾人講 たって掛銀を納入し、また落札銀を受け取る の講元の立場から見た、掛銀・落札銀の収支 よって構成され、二〇回(つまり十年)にわ

状況をまとめたものである。

とにしたい。 この無尽は、名前の通りに四〇人の講衆に

まず講衆が納めるべき掛銀として、

史料上

掛銀が掛戻銀に相当する。 銀を取得できるまでの間、 見える小掛銀・掛戻銀の用語を用いることに 採らず、次節で検討の「明和無尽」の史料に したい。 表記されている。しかし本稿ではこの表現を には「実」掛銀・「空」掛銀の二種類の掛銀が 「実」掛銀が小掛銀に相当し、「空」 いわば積み立てて 小掛銀とは、 ずつ、 である。 うごとに増えていくのであり、これによって 数は、 を払い戻すのである。この掛戻銀を支払う人 掛戻銀は、第二回から第一八回までが二七匁 落札銀を取得した二人ずつが、 第一九回に二六匁、

札銀を取得できた者が、その次の回から満会 いく掛銀である。これに対して掛戻銀は、落 (最終回) まで掛け戻すものである。

回には小掛銀を納めなくてもよいとされてい **員が納め、ついで第二回に三八人(第一回に** 額・人数ともに漸減していき、第一九・二〇 除外する)が二三匁を納めるというように、 落札銀を取得した二人は掛戻銀を納めるので 合計七貫八九五匁を徴収する。 よう。その額は、第一回に二五匁を四○人全 四拾人講の小掛銀について第1表を見てみ このような設定の小掛銀により、講元は

回から満会まで支払う掛戻銀についてである

例えば第一回に落札銀を取得した二人の

次いで、

落札銀を取得できた者が、その次

講元には合計一○貫一四八匁が集められるの 以上の小掛銀と掛戻銀の二項目の合計で、

講元の収入は合計一八貫四三匁となる。 次に講元の支出としての落札銀であるが、

第二〇回に二五匁 回を追 がどのように処理されたかは、残念ながら未 六貫四三匁に及んだことが知られるが、これ る。 札銀として、 支払われるものとされている。 詳である。 なお、 講元の収入と支出の差額は、実に 合計一二貫目を支出するのであ 講元はこの落

これはいずれの回にも三〇〇匁が二人ずつに

ついても考えてみよう。それをまとめたのが つぎに、講衆一人当たりの掛銀・取得銀に

第2表 四指入講の講茶一人当たりの掛銀・取得銀 (銀の単位は匁)									
			掛		釗		705		
	小	小掛銀 累計			戻	A =1	取得		
	額				25	小計	合計	銀	
1	25	25	17	1	1	510	535	300	
2	23	48	16	1	1	483	531	300	
3	22	70	15	1	1	456	526	300	
4	21	91	14	1	1	429	520	300	
5	20.5	111.5	13	1	1	402	513.5	300	
6	20	131.5	12	1	1	375	506.5	300	
7	19.5	151	11	1	1	348	499	300	
8	19	170	10	1	1	321	491	300	
9	18.5	188.5	9	1	1	294	482.5	300	
10	18	206.5	8,	1	1	267	473.5	300	
11	17	223.5	7	1	1	240	463.5	300	
12	16	239.5	6	1	1	213	452.5	300	
13	15	254.5	5	1	1	186	440.5	300	
14	14	268.5	4	1	1	159	427.5	300	
15	12	280.5	3	1	1	132	412.5	300	
16	10	290.5	2	1	1	105	395.5	300	
17	7	297.5	1	1	1	78	375.5	300	
18	2.5	300	0	1	-1	51	351	300	
19	0	300	0	0	1	25	325	300	
20	0	300	0	0	0	0	300	300	

第2表である。

匁ずつ、 匁で、 五三五匁となる。以下、 札者が納入すべき掛銀としては、 であって、 小計五一〇匁。 第一九回に二六匁、 例えば第一〇回落札者の掛銀は、 掛戻銀は第二~一八回に二七 以上の二項目の合計は 同じような計算方法 第二〇回に二五 第一回の小

まず一人当たりの掛銀であるが、

第一回落

さらに、 六匁・二五匁を納めて、小計で二六七匁。 上を合計すれば四七三匁五分となるのである。 小掛銀累計三〇〇匁だけである。 例えば最後の第二〇回落札者の掛銀 以 五分。

掛戻銀は、二七匁を八回分、

続いて二

小掛銀の第一回~第一○回の累計が二○六匁

匁ずつである。 人当たりの取得銀は、 以上のような設定の掛銀に対して、 いずれも落札銀三〇〇 講衆

口数

1

1 1 1

1

1

1

80□

の業務に対比して考えるとどうなるであろう 講の掛銀・ さて、このような設定で運営された四拾人 落札銀を取得した講衆は、それをかなり る額の掛銀を満会まで掛け戻していくの 取得銀の関係を、 この四拾人講は、 現在の金融機関 貸付業務の件

だったのではないかと思われる。 銀子を借り受け、それを長期にわたって返済 ては、このように運営の早い時点で一定額の のではあるまいか。そして無尽のあり方とし していくというのが、 最も本来的なありかた

を取り上げよう。この史料は、本文冒頭に「無 明和六年(一七六九)二月の「調立無尽帖」 立図書館所蔵「志水文書」に残されている、 次にもう一つの無尽の史料として、 小浜市

尽仕方書」と見えるように、 明和六年から

○年間にわたって運営された無尽の運営方法 綿屋源兵衛が記録したものである。恐らくは をまとめたもので、 呼ぶことにしたい。 木綿屋源兵衛が講元であったのであろう。 下では便宜的に、この無尽を「明和無尽」と 志水家の先祖に当たる木 以

口から一口までの口数で掛銀を払い、 三〇人の講衆はその経済力などに応じて、 柴屋三左衛門の両人が世話役を勤めている。 しき者達が参加し、 この明和無尽には、 そのうち鍵屋仁左衛門 合計三〇人の商人と覚 またそ

は八○枚とも表現する)となるので、 3表である。口数は合計で八○口 れに応じて落札銀を取得している。この三〇 と支出はどうであったろうか。第4表を見て の説明ではこの延べ人数を用いることにする れば延べ八〇人が参加したとも言える。 人の講衆とそれぞれの口数をまとめたのが第 講元の立場から見た明和無尽の収入 (史料上で 換言す

大和屋又左衛門

山田屋久兵衛

合計 30人

に漸減傾向をもって設定され、第一九・二〇 回に一〇〇夕、 まず収入であるが、 第 一回に八五匁というよう 小掛銀については、

竹屋善四郎

樽屋孫右衛門

岡田屋宇兵衛

格のみで運営された無尽と言うことができる

明和無尽の講衆とその口数 第3表 口数 講 衆 百足屋七兵衛 井筒屋与市郎 7 7 木綿屋源兵衛 木崎治兵衛

2

2

みよう。

近世若狭の無尽経営

第4表 明和無尽の講元における収支状況

(銀の単位は匁)

新すび 別型無べい再ルに のり る牧文仏ル										(銀の	単位は匁)					
		収入						支 出								
	小掛銀		掛戻銀			合計	落	落 札 銀 小掛銀補助					酒料	7 177	, A =1	
	額	人数	小計	額	人数	小計	[10]	額	額人数小計		額	額 人数小計		但种	入用	合計
1	100	80	8000	0	0	0	8000	1000	4	4000	100	4	400	20	20	4440
2	85	76	6460	55	4	220	6680	1000	4	4000	85	4	340	26	20	4386
3	80	72	5760	55	8	440	6200	1000	4	4000	80	4	320	32	20	4372
4	74	68	5032	55	12	660	5692	1000	4	4000	74	4	296	38	20	4354
5	65	64	4160	55	16	880	5040	1000	4	4000	65	4	260	44	20	4324
6	45	60	2700	55	20	1100	3800	1000	4	4000	45	4	180	50	20	4250
7	43.5	56	2436	55	24	1320	3756	1000	4	4000	43.5	4	174	56	20	4250
8	43	52	2236	55	28	1540	3776	1000	4	4000	43	4	172	62	20	4254
9	42	48	2016	55	32	1760	3776	1000	4	4000	42	4	168	68	20	4256
10	41	44	1804	55	36	1980	3784	1000	4	4000	41	4	164	74	20	4258
11	40	40	1600	55	40	2200	3800	1000	4	4000	40	4	160	80	20	4260
12	38.5	36	1386	55	44	2420	3806	1000	. 4	4000	38.5	4	154	86	20	4260
13	37	32	1184	55	48	2640	3824	1000	4	4000	37	4	148	92	20	4260
14	35	28	980	55	52	2860	3840	1000	4	4000	35	4	140	98	20	4258
15	32	24	768	55	56	3080	3848	1000	4	4000	32	4	128	104	20	4252
16	28	20	560	55	60	3300	3860	1000	4	4000	28	4	112	110	20	4242
17	22	16	352	55	64	3520	3872	1000	4	4000	22	4	88	116	20	4224
18	15	12	180	55	68	3740	3920	1000	4	4000	12	4	48	122	20	4190
19	0	8	0	55	72	3960	3960	1000	4	4000	55	4	220	128	20	4368
20	0	4	0	55	76	4180	4180	1000	4	4000	100	4	400	134	20	4554
計			47614		i	41800	89414			80000			4072	1540	400	86012

により、講元には合計八九貫四一四匁が収入一回に八○人全員、第二回以降は落札銀を取得した四人ずつが減少していき、最後の第二。とになる。ついで掛戻銀は定額の五五匁とされ、これにより講元は四一貫八○○匁を徴収することになる。ついで掛戻銀は定額の五五匁とされ、これにより講元は四一貫八○○匁を徴収することになる。そして以上の小掛銀・掛戻銀の二項目のでは小掛銀なしとなる。納入する人数は第回では小掛銀なしとなる。納入する人数は第回では小掛銀なしとなる。納入する人数は第

となるのである。

候事。

此度三口被仰付候。初会落札一口当

り銀壱〆匁受取申候。八番目壱口当り壱〆

小泉

近世若狭の無尽経営

手数料がある。これが合計金二両、銀に換算こに見えない支出として、講元に支払われる以上が講元の立場で見た支出で、総計は八六供される料理の費用に当てられたのであろう。のの入用が計上されており、これは各回に提いる。さらにその他として、各回に二○匁ずいる。さらにその他として、各回に二○匁ずいる。さらにその他として、各回に二○匁ずいる。さらにその他として、各回に二○匁ずいる。さらにその他として、各回に二○匁ずいる。

以上の ところで、講元の収入が八九貫四一四匁、 ところで、講元の収入が八九貫四一四匁、 ところで、講元の収入が八九貫四一四匁、 ところで、講元の収入が八九貫四一四匁、 ところで、講元の収入が八九貫四一四匁、 ところで、講元の収入が八九貫四一四匁、 ところで、講元の収入が八九貫四一四匁、 ところで、講元の収入が八九貫四一四匁、

になる

合計八六貫一三二匁が講元の支出ということして一二〇匁となるので、これを加えると総

匁受取申候。 (3)

には下羊'。ないてどの命令にないして、古りと定められているのである(残る一口についー貫目、もう一口は第八回落札の際の一貫目無尽経営では、三口分の銀を上納するように無尽経営では、三口分の銀を上納するように

して、右の あろう。とすれば、明和無尽の場合も司様に一口につい 公認のもとで行われたことに対してのもので際の一貫目 ていたのである。これはこの無尽が、小浜藩落札の際の 銀は、小浜藩の藩庁に納める礼銭に当てられするように 寛政二年の無尽における三貫目余の収支差額

記事に続いて、士大将深栖典膳・御城代小林 収支差額の三貫目余は小浜藩藩庁に上納されては不詳)。そしてその命令主体として、右の あろう。とすれば、明和無尽の場合も同様に

第5表 明和無尽の講衆一人当たりの掛銀・取得銀

(銀の単位は匁)										
		掛		取 得 銀						
	小担	小掛銀			銀小計	合計	合計 落札 銀		合計	
1	100	100	55	19	1045	1145	1000	100	1100	
2	85	185	55	18	990	1175	1000	85	1085	
3	80	265	55	17	935	1200	1000	80	1080	
4	74	339	55	16	880	1219	1000	74	1074	
5	65	404	55	15	825	1229	1000	65	1065	
6	45	449	55	14	770	1219	1000	45	1045	
7	43.5	492.5	55	13	715	1207.5	1000	43.5	1043.5	
8	43	535.5	55	12	660	1195.5	1000	43	1043	
9	42	577.5	55	11	605	1182.5	1000	42	1042	
10	41	618.5	55	10	550	1168.5	1000	41	1041	
11	40	658.5	55	9	495	1153.5	1000	- 40	1040	
12	38.5	697	55	8	440	1137	1000	38.5	1038.5	
13	37	734	55	7	385	1119	1000	37	1037	
14	35	769	55	6	330	1099	1000	35	1035	
15	32	801	55	5	275	1076	1000	32	1032	
16	28	829	55	4	220	1049	1000	28	1028	
17	22	851	55	3	165	1016	1000	22	1022	
18	15	866	55	2	110	976	1000	12	1012	
19	0	866	55	1	55	921	1000	55	1055	
20	0	866	0	0	0	866	1000	100	1100	

) 級武士の名が記されているのである。つまり、衛守・御老中足立七左衛門など、小浜藩の上

***** | 若越鄉十研究」(福井県郷十誌懇談会

たものと思われる

らば、

まとめたのが第5表である。 れぞれの掛銀・取得銀を見てみよう。それを 次に、この明和無尽に参加した講衆の、そ

払っておらず、これに対して取得するのは合 者は、それまで小掛銀合計八六六匁しか支 た合計一貫四一匁となる。また第二〇回落札 り合計一貫一六八匁五分を納め、 であって、例えば第一○回落札者は、第一~一 すれば、 ○回の小掛銀と第一一~二○回の掛戻銀によ 算した)、合計一貫一〇〇匁である。以下同様 うるが、 助の一〇〇匁(小掛銀補助という性格を考慮 して取得銀は、 は一貫一四五匁を支払うのである。これに対 戻銀五五匁を払い戻し続ける。 こうして掛銀 第二回から満会までの一九回にわたっては掛 銀一〇〇匁を支払い、鬮で落札銀を取得し、 落札銀一貫目に小掛銀補助四一匁を加え ここでは落札銀の額に繰り込んで計 掛銀からこれを控除する方法もあり 落札銀の一貫目と、小掛銀補 取得するの ば、それ以降の経営は著しく困難になったこ 機にして何人かの者が掛銀納入を渋り始めれ

第一回落札者の場合には、まず第一回小掛 現在の金融機関の業務に対比して表現するな のである。こうした関係を、講元の立場から、

るのは鬮であったから、講衆の射幸心は毎回 と言えるであろう。なお、その落札者を決め 降は預金業務に相当する機能を果たしていた らば、第一六回までは貸付業務、 かなり煽られたのではないかと思われる。 第一七回以

解体あるいは中止の事態を迎えることがあり えたという点である。例えば、凶作などを契 あった。それは無尽が経営されていく途中で ところで、この無尽には重大な問題点が

ど増大したと言わねばならない。だから、こ 布される事態となれば、無尽の維持はほとん 徳政法や延公事法 解体の危険性は、 ど不可能になったであろう。このような無尽 とであろう。あるいはまた、中世に見られる 当然遅い回になればなるほ (後述) のごとき法令が発

以上のような掛銀・取得銀の設定によるな

貫一○○匁となるのである。

らなかったのに対し、第一七回以後に落札し それをかなり上回る掛銀を納入しなければな た者は、落札銀よりも少ない掛銀でよかった

第一六回までに落札銀を入手した者は、 うした危険性が少ないという点では、 あったとも言えるのである。 めの掛銀を納入したほうが、 に落札して落札銀を入手してしまい、やや多 むしろ得策で 早い回

きたいと思う。 料を眺めて気づいたことを、 次いで本節では、その他の無尽に関する史 若干指摘してお

る講衆の誓約書を見てみたい まず初めに、無尽を組織する際に作成され

定申頼母子の事

取源次殿 はかりわ七左衛門殿はかり也。 但シ親

如件。 候ハ、、 其時一言之子細申間布候。 御懸可有候。請人わ組之衆也。 此内一人モかけ申候ハ、、 くせい・国のさわき有之共、此頼母子無相 たて可申者也。御取被成候衆わ、拾匁ツ、 但百匁頼母子、時はやる丁銀座敷懸也。 相そたて可申候。 如何様にも御きうめい可被成候。 此上ヲ背りくつ申者 仍而為後日之状 残九人と〆相そ 若のへ・と 若

必ずや出現したに違いない。また「と

近世若狭の無尽経営

元和元年十月十五日 五月同日 (×同)

幸阿三大夫殿(略押 弥介殿(花押

源次殿(花押) 次郎五郎大夫殿 (花押) 孫四郎殿 宗右衛門殿 印 (略押)

七左衛門殿(花押)(4)

は七左衛門が務め、落札銀を取得できた講衆 あろう。 落札銀が一○○匁であったことに因むもので るために誓約した証文である。この名称は 衛以下一○名の者が「百匁頼母子」を組織す 右の史料は、元和元年(一六一五)に宗兵 文言によれば、親は源次、秤量担当

は、 いては不明である。この史料で特に注目すべ いくと記されている。残念ながら小掛銀につ 以後一○匁ずつを掛戻銀として支払って 此頼母子無相違、 「若のへ・とくせい・国のさわき有之 相そたて可申候」と規 ある。

が発せられれば、年に二回の掛銀納入を渋る と称される法令で、納入が義務付けられた負 定されている点である。「のへ」とは延公事法 めたものである。もしこうした内容の法令 (=公事)の期限を繰り延べしてもよいと

> 務者の負債は減免されることとなったので、 掛戻銀を支払わなくなる講衆が出現する可能 くせい」とは徳政法のことで、これにより債

とは、 に至ることも予想されたのである。そのため 性は十分に考えられた。さらに「国のさわき」 に「此上ヲ背りくつ申者候ハヽ、如何様にも と思われ、こうした契機で無尽が解体の事態 戦乱や国替えといった事態を指すもの

最後まで運営していこうと誓約しているので れた百匁頼母子は決して解体させることなく、 令発布や緊急事態が生じても、

ここで組織さ 御きうめい可被成候」と述べて、こうした法

もあったようなので、次の史料を眺めておこ に述べたのとは異なった方法が取られること 次いで、落札の手続きについて、これまで

銀高四百六拾八匁也

安兵衛

印

親小松屋 壱人前

三拾六匁宛

請人

白井久右衛門

利四拾弐匁七分五厘二而、 右之頼母子銀、 急度計可仕候。 らい可仕候。万一遅滞致候ハヽ、請人ゟ 慥ニ預り申所実正也。 春秋急度しゆ

申候(%) 候ハ、、 、親わきゟ御取被成候方、御壱人宛加判 証文ニ相定申候。 も高札へ落可申候。 文銀之割合をもつて、 勿論切札ニ而壱厘ニ而 万一金銀吹かへ御座 相懸ケ可

松屋安兵衛を親として経営された頼母子(無 三人の講衆で構成されるこの無尽では、一 右は明和二年(一七六五)に北田烏で、

は、 親=講元に集められ、これを誰が取得するか 尽)の元帳の記事であるが、これによると、 兵衛が落札したのであり、 れる場合には、落札銀を速やかに入手したい のように入札で落札者を決定する方法が取ら つき四二匁七分五厘ずつの掛戻銀を返済して 人前三六匁ずつを納入させて合計四六八匁が いくと述べているのである。残念ながら掛銀 総額がいくらになるのかは不詳である。こ そして右の場合は、これを親の小松屋安 講衆の入札により決定されたと見えてい 彼は以後、 一回に

ては不明である。

ところで、落札者が入手した落札銀につい

さらに第三者に転貸されることもあっ

一、合五百匁ハ。 借用申銀子之事

なった講衆は、その請取として借用証文を作 六八匁が取得できることになったのであろう。 期の遅れる者は、より少ない掛銀で落札銀四 者は、高い額を記入すれば落札でき、逆に当 者に還元されることとなり、結果として、時 集積されてくるから、これは落札時期の遅い 匁に上乗せされた分が運営利益として講元に 面必要としない者は、落札を先に伸ばせばよ 鬮に当たって落札銀を取得できることに 運営を続けていくうちにやがて、四六八

この表を眺めて直ちに分かることは、落札

第6表 「妙楽寺文書」に見える無尽銀借用証文											
	年 月	借り主	借用銀	掛け戻し	質 物	文書番号					
1	安政 6 (1859) 未・12	徳左衛門	630匁	申6月より33匁ずつ	記載なし	108					
2	安政 6 (1859) 未・12	孫兵衛	630匁	申 6 月より33匁ずつ	田1ヶ所	109					
3	安政7(1860)申・12	彦左衛門	630匁	酉6月より33匁ずつ	田1ケ所	111					
4	万延元(1860)申・12	勘左衛門	630匁	酉6月より33匁ずつ	記載なし	110					
5	文久元(1861)酉・6	長左衛門	630匁	酉12月より33匁ずつ	田畑2ケ所	112					
6	文久元(1861)酉・6	重右衛門	630匁	酉12月より33匁ずつ	田畑2ケ所	113					
7	文久 2 (1862) 戌・6	弥左衛門	630匁	戌12月より33匁ずつ	記載なし	114					
8	文久 2 (1862) 戌・12	喜三右衛門	630匁	亥6月より33匁ずつ	記載なし	115					
9	文久 2 (1862)戌·12	権兵衛	315匁	亥6月より16.5匁ずつ	記載なし	110					
	~/\2 \(\1002) \/\ \12	清右衛門	315匁	亥6月より16.5匁ずつ	記載なし	116					
10	文久 3 (1863) 亥 · 12	与助	315匁	子7月より16.5匁ずつ	記載なし	117					

営の過程で作成された、一連の借用証文が残 ある。「妙楽寺文書」には、このような無尽運

前半の記事も、その証文を写し取ったもので 成した。右に検討した小松屋安兵衛の元帳の

されているので、第6表にまとめて見てみる

ことにしよう。

ると、三郎左衛門が借用した五○○匁は、も この文久二年(一八六二)の借用証文によ 山下善右衛門殿(8)

とは山下善右衛門が落札した無尽銀であった

定方法や運営の期間、

講衆の人数などについ

こと、などである。残念ながら、小掛銀の設

たっては質物を提供するのが一般的であった

ずつ)取得する場合もあったこと、取得に当 ずつであったこと、落札銀を二人で(半口分 銀が六三〇匁であったこと、掛戻銀が三三匁

庄屋 彦兵衛 印

村

神子 甚四郎 (印) 文久二戌六月日

三郎左衛門

印

請人親類

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

節ハ、右質物捌、少も御難題相掛ケ申間敷

質入之品弐ケ所書入申候間、右銀子不埒之 会之節、御返済可仕候。右質物ニハ、無尽 借用申所実正也。尤返済之儀ハ、右無尽満 右之銀子、私共無尽銀、貴家様落札之処

候。為後日親類村役人加判、仍而如件。

借主小川浦

小泉

近世若狭の無尽経営

る。 貸すという関係は、 ろうが、このように無尽銀を新たな第三者に 申し入れによりこれを貸すこととしたのであ なり一般的に見られたのではないかと思われ 無尽の経営においてはか

としなかった山下善右衛門は、

三郎左衛門の

と見えている。指し当たってこの銀子を必要

眺めてみよう。 保)として提供される土地についての史料を

(中略)

買申田地之覚

前野次郎太夫

(fi)

田壱ケ所

五郎右衛門分

分米弐石三斗弐升之所

代弐百弐拾五匁

又百三拾目

くわゝり申候。かけ銀不足候へハ、永代な 右ハ本物かへしニ仕候。此外ニたのもし、 合三百五拾五匁ニ永代買申候

がれ申はつニて候。 寛文拾一年亥ノ二月十八日(9)

右に引用したのは、 前野次郎太夫が記した

最後に、 落札銀を取得した際に、 質物 (担 しても提供したようで、 右衛門は、さらにこの田地を頼母子の質物と

記されている。この場合、この田地の質物と 不足する事態に至れば、この田地は流れると しての担保能力は、永代売却代銀三五五匁(注

の後、 郎太夫に永代売却されることになる)から本 であったことを意味していよう。しかるにそ ら、これは無尽の落札銀の額が一三〇匁以下 の代銀一三〇匁分だけであったわけであるか 物返し売却代銀二二五匁分を除外した、残り 記に見えるごとくに、この田地は後に前野次 五郎右衛門は無尽掛銀に不足を来した

れがあったのであろう。そのため前野次郎太 に五郎右衛門から永代売却したい旨の申し入 る事態となったか、もしくは掛銀調達のため ようで、質物としてのこの田地が講元に流れ となりうるものであった。 や国替えといった非常事態も無尽解体の契機

きの売買契約で、田地の占有権は買得者に移 を返却すれば直ちに田地が返還される特約付 買得田地に関する覚えの一節であるが、これ 田地一ケ所を代銀二二五匁で本物返し(代銀 郎太夫は五郎右衛門から、高森下に所在する によると、寛文一一年(一六七一)に前野次 動する)の契約で購入している。そして五郎 夫は、 る以上に激しく移動していたのではあるまい ことから当時の土地所有権は、我々が想像す 当に大きかったと思われる点であって、この 史料で注目されるのは、 て、この田地を永代買得したのである。この 郎右衛門の手元において、 差額の一三〇匁を五郎右衛門に支払っ 土地の旧所有者の五 金銭の出入りが相

おわりに

五郎右衛門の掛銀が

か。

後に簡単にまとめておこう。 無尽を運営するに当たっては、 通常は講衆

これまでの検討で明らかになった点を、

最

ず考えられ、こうした法令を根拠に講衆の を最優先にすると誓われるものであった。 部が掛銀を出し渋る事態となれば、無尽は容 発布される徳政法や延公事法などの作用がま 尽を解体に追込むものとしては、領主により 易に解体してしまうものであった。 れ、いかなる事態が生じようとも無尽の維持 (組衆とも称す)全員による誓約書が作成さ また戦乱

衆は一年に二回ずつ親

者に手渡し、場合によっては小掛銀の補助な 小掛銀 るのが通例であった。 らは、それ以後の掛戻銀を確実に納入させる に提供した。なお落札銀を取得した落札者か 入させた掛銀のうちから、まず落札銀を落札 は一定であるのが通例)とがあった。親は納 と、落札銀を取得して以後に納める掛戻銀(額 回を追うごとに少額になっていくのが通例 す)に掛銀を納め、 ために、質物(担保)として土地を提供させ どを出し、そして回毎に酒肴を用意して講衆 掛銀の種類は、 は入札によって、 無尽に参加する講衆の立場から、 (第一回に納める小掛銀が最も多額で、 落札銀を取得するまで納める 落札銀の取得者を決めた。 またその都度、 掛銀と取 鬮もしく うべきであろう。

尽と言えよう。しかるに明和無尽の場合には 関の貸付業務に相当する機能だけを持った無 り多額に設定されていたので、現在の金融機 合には、 得銀の関係について考えると、四拾人講の場 どの講衆の掛銀も、 すべて落札銀よ

次に無尽の具体的な運営方法であるが、 (講元とも会元とも称 講 るほど解体の危険性が高くなるので、早い回 言うことができる。なお、 る機能を持ち、遅い回 額に設定されていたので、 札者にとっては、 も多額になっていたので、貸付業務に相当す 掛銀よりも落札銀の方が多 (第一七回以降) 無尽は遅い回にな 預金業務の機能と の落

4

3

都合なものであった。しかしもう一つの目的 るための方法として、この運営はまことに好 いられるものかはともかくとして)を調達す るが、ひとつには多額の銀子(それが何に用 最後に、無尽を組織する目的についてであ

商人の特権と便宜の擁護に役立っていたので 営利益は小浜藩藩庁に上納されていて、小浜 明和無尽がこれに該当しており、 として、講元の収支に生ずる差額(運営利益) を得るための経営という点も重要と思われる。 得られた運

払った方が、確実性の点では勝っていたと言 に落札銀を取得して、やや多額の掛銀を支

浜市史』諸家文書編三、中世文書、 浜市史』諸家文書編一)。 福井県総務部県史編纂課が収集された同家 文書の写真版を利用させて頂いた。 京都大学国史研究室所蔵「秦文書」(『小 同右史料 '調立無尽帖」(「志水文書」第二号—-『小 なお「舘太正家文書」については、 第一二

2

5 四号)。 土研究』第三十四卷五号)。 拙稿「戦国期若狭の延公事法」(『若越郷

6 号)。 編三、 「川越政雄文書」(『小浜市史』諸家文書 近世文書一二金融・貸借、 第二四

7 編)。 「妙楽寺文書」(『小浜市史』社寺文書

8 号)。 編三、近世文書一二金融・貸借、第八二 「山下善嗣文書」(『小浜市史』諸家文書

諸家文書編四)。 「前野成治文書」第三二号(『小浜市史』

注

はないかと考えられるのである。

早い回の落札者にとっては掛銀が落札銀より

1 「四拾人講仕法御連名帳」 (「舘太正家文